

## 公益財団法人福岡よかトピア国際交流財団バナー広告表現ガイドライン

### (目的)

公益財団法人福岡よかトピア国際交流財団（以下「財団」という。）が管理するホームページなど、インターネットを活用した媒体に掲載する広告（バナー広告）の表現について、「公益財団法人福岡よかトピア国際交流財団バナー広告掲載実施要綱」及び「公益財団法人福岡よかトピア国際交流財団バナー広告に関する掲載実施要領」に規定する事項のほか、必要な事項を定めるものとする。

### (アクセシビリティ上の制限)

- 1 禁止表現や閲覧者の意思に反する動きをしたり、誤解を与える恐れがある表現は使用しない。
  - ・「進む」「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン及びこれらのボタンに似せているもの。
  - ・アラートマーク
  - ・ラジオボタン
  - ・入力、テキストボックス（入力できるように見えるもの）
  - ・プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）
- 2 アニメーション gif 等、アニメーションを使用する際は、閲覧者に不快感を与えないよう次のイメージは使用しない。
  - ・振動イメージ、点滅イメージ
  - ・画面の大部分の領域が切り替わる場合は、コントラストの強い画面が反転するものや、切り替えの間隔が3秒未満のもの。

### (財団のページとの区別)

閲覧者を混乱させないため、財団のページやコンテンツと明確に区別すること。

- 1 バナー(ALT 属性含む) やテキストには、必ず広告主の会社名を表示する。
- 2 事業や施設など、閲覧者が財団の事業であると錯覚しやすい表現は使用しない。
- 3 財団ページと類似した色調や字体、イメージなどは使用しない。

### (その他)

- 1 アクセシビリティ、ユーザビリティの観点から不適切な表現は使用しない。

### (施行)

このガイドラインは、平成24年11月1日から施行する。